

このチラシは専攻科を除く全生徒(県立学校及び国立高等専門学校)に配布しています

高校生等がいる生活保護または非課税世帯の保護者等対象

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

令和7年度 高校生等奨学給付金 (国公立)

通常申請

毎年申請が必要！
返還不要！

◆制度の概要

三重県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

◆対象となる方

認定基準日 令和7年7月1日現在で、次の資格をすべて満たす世帯

1. 高等学校等就学支援金(高等学校等の授業料に対する支援)の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯
※7月1日現在休学中の生徒、特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。
※学び直し支援金対象者は、この給付金に該当しない場合がありますので、前もって学校にお問い合わせください。
2. 保護者等が三重県内に住所を有している世帯(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
ただし、令和7年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和7年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。(7月1日現在で生業扶助を受給している世帯は申請できます。)
※保護者等の住所が三重県外の場合は、住民票のある都道府県にお問い合わせください。
3. 保護者等が、生活保護(生業扶助)を受給しているか、令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)の世帯
※均等割額に課税があっても所得割額が0円の場合は対象になります。
※生活保護世帯で生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は、非課税世帯で申請できます。

◆申請方法

上記の資格を全て満たす世帯は、各学校の担当者へ申し出てください。申請書類をお渡しします。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

◆申請～給付



——裏面もご覧ください——

◆給付について

○年 1 回(※1)、申請のあった指定口座(※2)に振り込みます。

※1 高等学校等在学中に給付が受けられる回数は、通算 3 回（定時制、通信制の場合は 4 回）を上限とします。

※2 学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。

○給付額は、世帯の状況により変わります。（下記表参照）

世帯種別		国公立
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日制・定時制・通信制・高専	32,300 円
県民税・市町村民税の 所得割額が非課税の世帯	全日・定時制・高専	143,700 円
	通信制	50,500 円

◆申請書類提出先

各学校の担当者に提出してください。

◆注意事項

○「通常申請」と「家計急変申請」を同時に申し込むことはできません。

○「新入生のための早期給付」ですでに申請された方は、「通常申請」は申請しないでください。

○申請書やその他の提出書類に不備があった場合は、給付が遅れることがあります。

問合せは各学校の担当者へ

詳しくはホームページ
「三重の教育」を開き下へ
スクロールし、ページの左側に
ある鉛筆バナーをクリック!!



こちらの二次元
コードを読み取って
アクセスできます。



※日本語がわかりにくい方は、翻訳アプリを利用していただくと便利です。

※私立高等学校等に在籍する生徒の場合は、三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161
へお問い合わせください。

※ 高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。また制度の概要（給付額等）は、状況により変更となる場合があります。

※ この事業は文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱」に基づき実施するものです。

※ 県外の高等学校等に在籍する生徒の場合は、下記「給付金担当」へ直接お問い合わせください。

三重県教育委員会事務局 教育財務課 給付金担当 電話 059-224-2827 （平日 8：30～17：00）